

「在留カード」及び「特別永住者証明書」の見方

「在留カード」の主な記載内容

(表面)

住居地

変更があった場合には裏面に記載されます。

在留資格

在留資格のない方にはカードは交付されません。

在留期間(満了日)

在留期間中は(満了日まで)本邦に在留することができます。

就労制限の有無

在留カード番号

在留カード番号が失効していないかを調べることができます。(詳細は裏面へ)

顔写真

在留カードの有効期間の満了日が16歳の誕生日又はその前日までとなっているカードには写真は表示されません。

交付者

2019年3月31日までに交付された在留カードでは、「法務大臣」と記載されています。

有効期間

在留カードには有効期間があります。ご確認ください。(注)

(裏面)

住居地記載欄		記載者印
届出年月日	住居地	
2019年4月1日	東京都港区港南5丁目5番30号	東京都港区長
資格外活動許可欄		在留期間更新等許可申請欄
許可: 原則週28時間以内・風俗営業等の従事を除く		在留資格変更許可申請中

在留カードは、正規に我が国に中長期間に在留する外国人の方に交付されます。具体的には、次の①～⑥に**あてはまらない人**です。

- ①「3月」以下の在留期間が決定された人
- ②「短期滞在」の在留資格が決定された人
- ③「外交」又は「公用」の在留資格が決定された人
- ④「特定活動」の在留資格が決定された、台湾日本関係協会の本邦の事務所(台北駐日経済文化代表処等)若しくは駐日パレスチナ総代表部の職員又はその家族の方、デジタルノマド又はその配偶者・子
- ⑤特別永住者
- ⑥在留資格を有しない人

(注) 在留カードの有効期間が券面表示と異なる場合があります

一般的には券面に表示された有効期間が在留カードの有効期間となりますが、表面の在留期間の満了日までに、在留資格変更許可申請又は在留期間更新許可申請をした場合には、その旨が在留カードの裏面に記載され、当該申請に対する処分がなされない限り、表面の在留期間の満了日から2か月を経過する日まで有効となります。

「特別永住者証明書」

特別永住者証明書		番号
氏名	洪 吉童	EF12345678CH
NAME	HONG KILDONG	
生年月日	1970年03月31日	性別 男 M.
DATE OF BIRTH	Y M D	SEX
国籍・地域	韓国	
NATIONALITY/REGION		
住居地	東京都千代田区霞が関1丁目1番1号霞が関ハイツ302号	
ADDRESS		
この証明書は 2026年04月01日まで有効です。		
Y M D		

特別永住者の方には特別永住者証明書が交付されます。

特別永住者証明書番号

特別永住者証明書番号が失効していないかを調べることができます。(詳細は裏面へ)

交付者

2019年3月31日までに交付された特別永住者証明書では、「法務大臣」と記載されています。

有効期間

特別永住者証明書には有効期間があります。ご確認ください。